

御意見の概要	これに対する考え方
<p data-bbox="167 250 798 380">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）関連の改正</p> <p data-bbox="167 436 798 526">(1)指定有害廃棄物及びその処理に関する基準（法第16条の3関係）</p> <p data-bbox="167 571 798 660"><b>（指定有害廃棄物として指定する廃棄物についての御意見）</b></p> <p data-bbox="199 672 798 851">「硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物）」は「硫酸ピッチ（廃油と腐食性廃酸の混合物）」ではないのか。</p> <p data-bbox="199 952 798 1176">「廃硫酸」「廃炭化水素」の表現は、当初の原料は「硫酸」と「炭化水素油」であり、結果として「廃」棄物となるものであることから、誤解を招くことのない規定にすべき。</p> <p data-bbox="199 1332 798 1512">硫酸ピッチの定義を、不正軽油の製造時に発生するものに限定し、産業活動で原料として使用されるものは除外して欲しい。</p> <p data-bbox="199 1848 798 1982">実際に生成される硫酸ピッチのpHは2.0以下とは限らないので、「pH 2.0以下」という表現は削除して欲しい。</p> <p data-bbox="199 2027 798 2072">硫酸ピッチが泥状を呈し、pH測定が困</p>	<p data-bbox="845 672 1428 896">不正軽油密造に伴う硫酸ピッチを念頭に置き、廃油は、いわゆる石油に限定し動植物油を除いています。廃酸も硫酸しか使用されないので廃硫酸に限定しています。</p> <p data-bbox="845 952 1428 1220">硫酸ピッチの要件として、その性状について定義をしました。廃棄物である硫酸ピッチの構成物である硫酸と炭化水素油も廃棄物であり、当該硫酸ピッチは廃硫酸と廃炭化水素油の混合物となります。</p> <p data-bbox="845 1332 1428 1792">不法投棄等された硫酸ピッチは、どのような過程で排出されたのか証明することが難しいため、硫酸ピッチの定義はその性状のみを要件としています。また、硫酸ピッチの有する亜硫酸ガスの発散等の有害性は、不正軽油製造に伴って生ずる場合も通常の産業活動に伴って生ずる場合も同じなので同様に規制する必要があります。</p> <p data-bbox="845 1848 1428 1982">著しい有害性を有する範囲を限定する必要があるため、pH2.0以下としました。</p> <p data-bbox="845 2027 1428 2072">測定方法については、泥状の場合も</p>

難な場合においても認定できるよう、測定方法を明確にされたい。

**(運搬されるまでの間の保管についての御意見)**

密閉性、耐腐食性、亜硫酸ガスの発散防止装置等の具体的内容を厳格に省令等で規定し、不適切な保管を厳しく規制して欲しい。

保管場所の表示に加えて、保管容器についても内容物が硫酸ピッチである旨の表示を義務付けて欲しい。

指定有害廃棄物の保管場所について届出を義務付けるべき。

硫酸ピッチは水と反応して二酸化硫黄を発生することから、雨水に触れないようにするために「屋内保管」に限定するべき。

保管場所等については、気温上昇によるドラム缶の膨張やガスの噴出が考えられることから「硫酸ピッチが高温にさらされないような対策をとること（温度管理のできる設備での保管）」を追加して欲しい。

保管を行う場合は、防液堤などの事故時の流出防止措置や火災防止に必要な措置を講ずるべき。

地下浸透の防止のためには、「底面を不浸透性の材料で覆う」ことを盛り込むべきではないか。

含め告示等で定めることとしていません。

御意見の趣旨に沿って厳格に規定する予定です。

保管場所の表示で内容物が判明しますので、容器への表示の義務付けは必要ないと考えます。

不適正保管が大部分を占める指定有害廃棄物については、届出を義務付けても実際に届出が行われることは期待できないので効果が薄いと考えます。

密閉容器の使用等により雨水に触れないことを担保することができると考えます。

保管容器の構造及び亜硫酸ガス処理設備にて御指摘の点については担保できると考えます。

「排水溝」、「貯留槽」等の設備の設置を規定する予定です。

御指摘の趣旨のとおり規定する予定です。

硫酸ピッチは現状、通常の操業から排出されることはほとんど考えられず、軽油密造時にのみ排出されると推測されるので、原則的に保管及び運搬を禁止し、例外として一部の特定排出源等を認めるべきではないか。

保管量の上限がなぜ20キロリットル（ドラム缶100本）なのか。多すぎるのではないか。

産業活動に伴う硫酸ピッチの保管には上限を設けないで欲しい。（定期点検、修理などで時限的に大量の貯蔵在庫を持たざるを得ないため。）

硫酸ピッチの排出者の保管の基準は、すべてについて即時撤去を求めうるものとすべき。

保管期間を規定すべき。

#### （収集又は運搬の基準についての御意見）

「密閉性、耐腐食性の構造を有する容器による収集運搬」とあるが、腐食していないスチールドラムでも、全てケミカルドラム等への移し替えが必要と

硫酸ピッチの有害性に着目した基準を定めるものであり、排出事業者の違いにより規制の内容に違いを設けることは想定していません。

本規定により大半の不適正保管の事案が規制対象になると想定されています。なお、すべての事業者に係る基準であることから、産業活動に伴って排出される場合もあると考えられることから設定したものです。

指定有害廃棄物の有害性は、通常の産業活動においても変わることがないので、すべての場面で同じ基準とすることが適当と考えます。

指定有害廃棄物は通常の産業活動に伴って排出される場合もあると考えられることから、その有害性に伴う生活環境上の支障を生じるおそれがないようにするための基準を定めるものです。

基準に従い適正に保管されれば、生活環境上の支障を生ずるおそれがないこと、また、排出事業者や受託業者の都合により様々な状況が想定されることから、保管期間の上限は規定しません。

耐腐食性を有しない容器の場合には、腐食による飛散、流出及び亜硫酸ガスの発散のおそれがあることから、耐腐食性のある容器での収集運搬が

なるのか。経済的なことも考慮した収集運搬方法を選択できるようにすべき。

亜硫酸ガスが漏れる恐れのない構造を有する運搬車とはどのようなものか。

積替えのための保管場所は、運搬されるまでの保管基準と同様に「屋内保管」とすべき。

積替えのための保管場所の地下浸透防止策については、運搬されるまでの保管基準と同様に「底面を不浸透性の材料で覆う」とすべき。

積替え場所及び保管場所というのは、収集運搬業の積替保管施設と自社物の積替保管場所のすべてを考えているか。地方公共団体の行う原状回復作業については適用除外にしていきたい。

積替えは、「運搬先が予め決まっている等の場合に限る」の規定を「処分先が予め決まっている等の場合に限る」に変更されたい。

積替えのための保管場所の保管量が、平均搬出量の7倍（20キロリットル）とされているが、「平均搬出量の7倍」は削除して「20キロリットル（ドラム缶100本）」だけで良いのではないか。

必要です。なお、代執行の際は、緊急に生活環境の保全上の支障の除去を行う必要があることから、耐腐食性の規定は適用除外とする予定です。

容器の移動、転倒、転落を防止することにより亜硫酸ガスの発散を防止する構造を有するものです。

必ずしも屋内保管でなくとも、排水溝や貯留槽、亜硫酸ガス発散防止設備の設置等により生活環境保全を図ることが可能と考えます。

御指摘の趣旨のとおり規定する予定です。

全ての場合を想定しているものです。なお、地方公共団体の行う支障除去等の作業の場合については、必要に応じ除外規定を設ける予定です。

運搬先は、次の積替場所又は処分先の双方が想定されますので、原文どおりの記載とします。なお、特別管理産業廃棄物でもある硫酸ピッチを排出する場合は、マニフェストにより最終処分先を記載する必要があります。

一律20キロリットルとした場合、少量を収集運搬する業者が、能力以上に過剰に保管するおそれがあることから、特別管理産業廃棄物処理基準と同様に平均搬出量の7倍以下にすることが適当です。

収集又は運搬の基準における保管量は、ドラム缶換算20本以内とすること。

硫酸ピッチは速やかに処分施設に運搬することが望ましいことから、積替えを認めないような基準とすべき。

#### (処分の基準についての御意見)

「密閉性、耐腐食性の構造を有する容器による保管」とあるが、処分を前提とする保管であるから、「飛散、流出、地下浸透及び亜硫酸ガスの発散を防止できる方法による保管」で差し支えないのではないか。

保管場所は、運搬されるまでの保管基準と同様に「屋内保管」とすべき。

保管場所の地下浸透防止策については、運搬されるまでの保管基準と同様に「底面を不浸透性の材料で覆う」とすべき。

処分方法の「焼却」に「溶融」は含まれるのか。

処分業者の許可証には「焼却又は中和」と明記されていなければならないのか。

前処理の「中和」は認められるのか。

中和の方法による処分の考え方と処理後の扱い(通常の産業廃棄物として扱うか否か等)を明確にすること。

基準案は通常の産業活動により排出される硫酸ピッチも想定しているものです。

同上

不適正処理を防止するため、御指摘の趣旨を容器及び保管場所のそれぞれの場面に応じてより具体的に規定したものです。

必ずしも屋内保管でなくとも、排水溝や貯留槽、亜硫酸ガス発散防止設備の設置等により生活環境保全を図ることが可能と考えます。

御指摘の趣旨のとおり規定する予定です。

通常は焼却に含まれます。

特別管理産業廃棄物処分業の許可を有していることが必要であり、焼却の場合には「廃酸及び廃油の焼却」、中和の場合には「廃酸の中和」を事業の範囲とする許可を有していなければなりません。

認められます。

中和処理を行ったことにより、硫酸ピッチの定義に合致しなくなった場合は、性状等によっては産業廃棄物

硫酸ピッチの処分において、中和と称して不適正な処分が行われているため、基準において認められる処分方法のうち「中和」は、焼却処理の前処理として行うものに限るべき。

処分の基準について、焼却・中和に加えて中和以外の化学処理を定義したほうが良いのではないか。

中和等の化学処理を行う場合には、十分な換気を確保し、除外装置を通してから屋外放出することが必要である。

産業廃棄物処理基準では「1日当たりの処理能力に相当する数量」となっているが、指定有害廃棄物の処理基準で「平均処理能力」になっているのはなぜか。

調査したところでは、処理業者の能力がドラム缶換算で10～60本/日であり、処理能力の14倍を上限と考えると保管量の上限をドラム缶換算約100本とするのは低すぎる。

保管場所の保管量が、平均処理能力の14倍（20キロリットル）とされている

又は特別管理産業廃棄物となり、当該廃棄物に係る規制の適用を受けることとなります。なお、中和処理の際にも亜硫酸ガスの発散防止や地下水汚染防止等の措置が必要となります。

同上

現時点で想定される処分方法は、焼却又は中和で、新たな技術が確立された際には追加することを検討することとします。

中和の際にも亜硫酸ガス処理設備により亜硫酸ガスの発散防止が必要です。

実際の条文においては、「1日当たりの処理能力に相当する数量」と表記します。

多量の硫酸ピッチが保管されることにより、事故等に伴う生活環境保全上リスクが高くなることを防止するため、保管量の絶対量を一定以下（ドラム缶換算約100本以下）に抑えることとしています。

なお、焼却処理については、その処理実態を踏まえ、この上限を置かず平均処理能力の14倍のみを規定することとします。

同上

が、「平均処理能力の14倍又は20キロリットル(ドラム缶100本)のいずれか少ない量」とすべき。

「平均処理能力の14倍(ドラム缶換算約100本を上限とする)」という規定については、廃棄物処理法第15条第1項の許可施設については「平均処理能力の7倍」とし、ドラム缶換算制限は行わないこととすること。

自治体による行政代執行の際に平均処理能力の14倍を超える保管をした経緯がある。不法投棄現場からの硫酸ピッチ撤去を円滑に進めるためにも配慮願いたい。

14日間を越えての保管禁止とあるが、焼却する場合に硫酸ピッチを中和したものの保管期間も含まれるのか。

不法投棄現場などで硫酸ピッチが不適切に保管されている状態を速やかに解消するため、中間処理工場等に安全な保管施設が設置されている場合には、14日間を越えて保管できるよう、保管量について単純に「平均処理能力の14倍を超えないこと」として頂きたい。

#### (その他)

硫酸ピッチが生成された段階ですべて、硫酸ピッチを指定有害廃棄物と指定すること。

法第16条の3が「何人も」と規定されている以上、処理業者が正規に処理の委託を受ける場合や、都道府県等によ

同上

地方公共団体の行う支障除去等の措置の対応に必要なものは、除外規定を設ける予定です。

中和処理を行ったことにより、硫酸ピッチの定義に合致しなくなった場合は、性状等によっては産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物となり、当該廃棄物に係る規制の適用を受けることとなります。

施設の故障等の不測の事態を考慮し保管期間は21日間に延長します。また、地方公共団体の行う支障除去等の措置の対応に必要なものは、除外規定を設ける予定です。

指定有害廃棄物の要件に合致した段階で硫酸ピッチは指定有害廃棄物に該当することとなります。

地方公共団体の行う支障の除去等の措置の対応に必要なものは、除外規定を設ける予定です。

る行政代執行では一定の適用除外や弾力的運用を望む。

硫酸ピッチ生成の原料となる油の排出事業者等に対する指導基準を設けるべき。

指定有害廃棄物の排出事業者は年間の排出量を報告させるべき。

指定有害廃棄物の規制については、政省令施行後の経過措置を明確にすること。

(2) 事故時の措置を講じなければならない廃棄物の処理施設（法第21条の2関係）

事故時の措置を講じなければならない廃棄物の処理施設は、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に基づく設置許可対象施設に限定すべきである。

事故時には能力に関係なく同程度の支障が生じる場合があると思われるが、廃酸又は廃アルカリの中和施設等の能力により対象とするか否かを定める理由は何か。

不正軽油の製造等に関わる行為については、地方税法の改正により罰則強化が行われています。

不適正処理されるものが大部分である指定有害廃棄物については、排出量の報告制度を設けても、その実効は期待できないと考えます。

改正法の趣旨から経過措置は設定しておりません。

廃棄物処理法に基づく施設設置許可に係らしめられていない施設についても、事故時に廃棄物やその処理に伴って生じた汚水又は気体が飛散・流出することにより、生活環境保全上の支障が生じうるものがあることから、事故時の措置制度の対象とする必要があります。

廃棄物処理法における事故時の措置の規定は、処理対象となる廃棄物や処理に伴って生成する汚水や気体の飛散・流出等に着目した制度となっており、生活環境保全上の支障は一定量以上の廃棄物等が飛散・流出等した場合に生じうると考えられるため、ごく小規模なものについては対象から除外することが適当であると考えます。

事故時の措置については、廃棄物に関わるあらゆる業務について想定されるものであり、特定の施設でのみ講ずればよいという性格のものではなく、自社処分・収集運搬業・処分業を含めたあらゆる業務に関して事故時の措置を講ずることを規定すべきである。

## 2 改正法に関連しない改正

### 【不法投棄の撲滅と適正処理対策の更なる 推進を目的とする改正】

#### (1) 業廃棄物収集運搬車に係る表示及び 書面備え付けの義務付け

##### (表示の内容や様式についての御意見)

コストがかかりすぎない表示の方法にして欲しい。

文字の色、背景の色も規定すべき。

表示方法は脱着式を認めるべき。また、現行使用されている運搬車両にすべて対応できるような表示位置及び文字の大きさ等にすべき。

表示の大きさについては可能な限り小さくすべき。

許可業者の表示の記載内容に、各県の許可番号や業者ごとの固有の車両番号を盛り込むべき。

改正廃棄物処理法では、廃棄物の処理そのものではなく、一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものを対象として、事故時の措置が設けられているところです。

表示の内容や様式については、必要最低限のものとしており、コストが過大にならないよう配慮しています。

取扱いについては今後検討します。

車体から落ちないものであれば、脱着式でも問題ありません。表示位置については車体の両側面の見やすい場所とし、連結車両のばあいは、連結車両を一体として1台の運搬車とみなして表示すればよいこととする予定です。なお、文字の大きさは、見やすさや貼付可能スペースの実態を踏まえ検討します。

運搬車が走行中でも第三者に表示の内容が確認できるよう、一定程度の大きさは必要になります。

統一許可番号の表示や許可証の写しの備え付けによって対応します。

**（書面の備え付けの方法についての御意見）**

産業廃棄物管理票の写しではなく、産業廃棄物管理票そのものを備え付けるべき。

自社運搬の書面の備え付けについては、産業廃棄物管理票の記載事項に準じ、当該書面の交付年月日、交付した者の氏名、荷姿、運搬年月日、運搬の業務に従事する者も記載すべき。

書面の備え付けについて、許可証の写しの備え付けは、複数許可を取得している場合であっても、当該収集運搬に必要な自治体許可のみとすべき。

自社運搬であっても、他社に処分を委託する場合には産業廃棄物管理票を備え付けるべき。また、自社運搬でもマニフェストの写しで可とすべき。

事業者又は許可業者が適正な使用権限を有する車両で運搬していることを証明するために、運搬車の使用は自動車検査証に登録された所有者又は使用者に限るべき。

許可業者が運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う際に電子マニフェストを使用する場合は、JWNETの加入証の写しの提示と併せて、何らかの方法で登録されている電子情報の内容を提示すれば可とすべき。

不正な書面備え付けを防止するため、法第12条の5第1項の規定により事業者が情報処理センターに登録をした

御指摘の趣旨のとおり規定する予定です。

今回の書面の備え付けについては、本制度の目的を達成するために必要最小限の事項として、廃棄物の種類・量、積載地・積卸し地を確認できる事項の記載を求めることとしています。

備え付ける許可証の写しは、当該産業廃棄物の収集運搬に必要な自治体（積載地及び積卸し地）の許可証があれば問題ありません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は産業廃棄物を引渡す際に交付することとなっていることから、それ以前の段階での備え付けを義務付けることはできないと考えます。

御意見の内容は今回の規制の目的を超えているため、対応することは考えていません。

御指摘の趣旨のとおり規定する予定です。

常時電子情報を参照できるようにするためには情報処理センターを24時間稼働させる必要がありますが、

場合については、登録されている電子情報を適宜参照できるシステムが備え付けられていることを前提とすべきであり、そのために必要な措置を講じるべき。

建設リサイクル法の対象工事の該当の有無を記載することにより、同法に関連して提出される書面との比較による検証に資するため、対象工事の該当の有無を記載することとすべき。

### (その他の御意見)

個別リサイクル法や広域認定制度に基づく廃棄物の収集運搬については、表示及び書面の備え付けの義務付けの対象外とすべき。

製品を運搬した帰りに僅かな廃棄物を回収して運搬するような場合には表示及び書面の備え付けを義務付けの対象外とすべき。

中小企業の自社運搬や少量の産業廃棄物の自社運搬にまで表示及び書面の備え付けの義務付けの対象外とすべき。

表示及び書面の備え付けの義務付けは一定規模以上の車両に限定すべき。

自社構内の運搬については、表示及び書面備え付けの義務付けの対象外とすべき。

備え付ける書面については、産業廃棄

現状ではその実現が困難であることから、情報処理センターへの電子情報の照会を前提とすることは考えていません。

御意見の内容は、今回の規制の目的を超えているため、対応することは考えていません。

個別リサイクル法に基づく廃棄物の収集運搬については、御意見を踏まえ、無用な負担を課すことがないよう適切な措置を検討します。広域認定制度に基づく廃棄物の収集運搬についても、既存の表示制度を活用し、書面の備え付けについても過大な負担にならないよう検討します。

産業廃棄物を収集運搬する場合には、量の多寡によらず処理基準を遵守する必要があります。なお、車両規模の限定等についてはその必要性も含め今後検討します。

同上

同上

自社構内等不適正な収集運搬の取締り等を行う必要がないような場合には、御指摘のとおり対象外とすべく今後検討します。

備え付けの書面は、運搬しているそ

物管理票と同様に一定期間(3年程度)の保存を義務付けるべき。

表示及び書面備え付けの義務違反は直罰とすべき。

既に自治体の条例で導入されている表示義務との整合性を図るべき。

### (3) ミニ処分場に係る廃棄物の埋立処分基準の具体化・明確化

適正な猶予期間を確保することが必要ではないか。  
猶予期間をなるべく短期間にするこ  
と。

「公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物」とは何を想定しているのか。

届出等がなされていないミニ処分場の把握方法はどのようにしたらいいの  
か。

産業廃棄物のミニ処分場は、使用期限を定め、それ以降は許可を取らせるべ

の場で運搬の内容を確認するための  
ものであり、運搬後の保存は考えて  
いません。

表示及び書面の備え付けは産業廃棄物処理基準の一部であり、この部分のみ直罰とすることは考えていません。

今回の規制は、廃棄物処理法に基づくものであり条例で表示義務が導入されている場合には適用除外とする等の取扱いはできませんが、表示内容・様式を決定する際には、御意見の点についても配慮していきます。

今回の改正は、ミニ処分場においてもこれまで講じなければならなかった遮水工の設置等の措置について明確化・具体化したものであり、施行(平成17年4月1日)までの期間は、周知に必要な十分な期間と考えています。

許可を受けた最終処分場に適用される基準省令に規定されている「公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物」と同じく、一定の基準に適合した溶融固化物(一般廃棄物)等を想定しています。

これまでどおり、都道府県等において立入検査等により、把握に努めることが必要です。

今回の改正は、生活環境保全上の観点から遮水工の設置等の措置を明確

きではないか。

遮水工等の設置等の措置を講じた場合の設置許可の取扱い、講ずべき措置が行われない場合の改善命令、閉鎖・廃止の取扱いを明確に規定すること。

現存するミニ処分場について、一定期間を区切り県への届出を義務付けること。譲受け等の場合は、許可制とすること。

現在進行中のものに新たな設備を設けさせることとするのか。

過去の安定型最終処分場は汚染された廃プラスチック類により水質の不適合が多々あるが、安定型産業廃棄物すべてを対象外とすることとしても問題がないのか。

化・具体化したものであり、生活環境保全上全く支障がない埋立地の使用を全面禁止したり、事後的に許可対象施設にしたりしようとするものではありません。

措置の内容によって設置許可が必要かどうかは個別の判断になりますが、基本的な考え方は、通知等でお示しする予定です。また、廃棄物処理基準に適合しない場合は、改善命令の対象となるものです。

今回の改正は、ミニ処分場における水質汚濁等の生活環境の保全上支障を未然に防止する観点から、これまでの基準を明確化・具体化するものであり、許可が不要であった既存のミニ処分場について届け出をさせたり、譲受け等を許可制とする規定を設けることは考えておりません。なお、届出制や許可制を新たに設ける場合は、法律改正事項になります。

今回の改正は、ミニ処分場においてもこれまで講じなければならなかった遮水工の設置等の措置を明確化・具体化したものであり、これらの措置が講じられていない埋立地においては、新たな設備を設ける必要があります。なお、本規定は、改正政令施行後に、廃棄物の埋立処分の用に供している埋立地に適用されることとなります。

産業廃棄物処理基準では、安定型最終処分場には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着を防止することが義務付けられており、さらに今回、浸出液の水質が一定の基準に適合していることを確認すること

安定型最終処分場において浸出液の採取場所等の一定の基準を示されたい。  
また、水質検査のための設備の設置と水質検査の実施を義務付けられたい。

【廃棄物処理施設に係る規制の合理化等を目的とする改正】

#### (4)油化施設・炭化施設の処理基準の明確化

##### (全般的な御意見)

法第15条の設置許可を要する施設として、一定の油化施設及び炭化施設を施行令第7条において規定すべき。  
バイオマスガス化発電施設や炭化炉施設は、廃掃法第15条の施設設置許可対象とすべきでない。

炭化原料排出者が自己処理でリサイクル及び製品製造を目的とした炭化処理を行う場合は廃棄物処理法の適用は受けられないような規定とされたい。  
炭化設備によりリサイクル及び製品製

を義務付けることとしています。このため、水質に不適合が見られた場合には、必然的にこの規定の対象外とはならないこととなります。

遮水工の設置等の措置が行われない安定型最終処分場には、浸出液の水質が一定の基準に適合していることを確認することを義務付けることとしていますので、水質検査の実施やそのための設備の設置は必要です。具体的には通知等でお示しすることとしておりますが、許可を受けた最終処分場に適用される基準省令に規定される浸透水の採取場所等と同様の内容とすることとしております。

廃棄物の油化及び炭化を行う場合であっても、焼却が伴う場合は、焼却施設に該当し、一定規模以上の廃棄物焼却施設は許可が必要とされております。

現在、焼却を伴わない油化や炭化等について、明確な処理基準が定められていない状況の中、油化施設や炭化施設の設置規模や設置数等の実態を踏まえ、廃棄物の適正な熱分解及び熱分解ガス等の適正処理のための設備・構造及び処理の方法に係る基準を定めることとしました。

廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理及び処理に伴う生活環境保全上の支障防止の観点から、廃棄物処理に係る基準を定めており、廃棄物を処理する場合にあっては、処理の目的

造を行う場合は、処理基準・設備基準を遵守することを規定されたい。純然たるリサイクル事業としての炭化事業やいわゆる従来の炭焼きと、炭化処理の名目で行われる産廃等の焼却処理とに明確な差別基準を設けていただきたい。

#### (熱分解設備の基準に係る御意見)

低酸素状態について、酸素濃度の上限値等を規定すべき。

炭化炉内の温度は場所によってバラバラであり、規制の趣旨が不明。

圧力制御を行わない炭化施設については圧力測定の必要性はなく、圧力測定は圧力制御を行う施設に限定してほしい。

炭化物を連続的に炭化炉から一定の温度で排出し、外気によって冷却されるものがあり、対応できないことがある。冷却の目的は何か、冷却温度は何度以下を想定しているか。

残渣物とは何を対象にしているか。

廃棄物の処理量、炭化水素油の生成量及び熱分解後の残渣物量の測定については、炭化を対象とはしていないか。

に関わらず、基準を遵守することが必要です。

今回定める処理基準についても、処理の目的や処理する廃棄物の種類に関わらず、廃棄物の適正な熱分解及び熱分解ガス等の適正処理の確保が図られるよう、設備・構造及び処理の方法を規定することとしております。

廃棄物を適正に熱分解するためには、熱分解設備内を燃焼に至らない酸素濃度の状態にすることが必要であり、こうした趣旨が明確になる規定とするとともに、考え方を通知等で示すこととしております。

廃棄物を適正に熱分解処理するためには、熱分解設備内の温度を一定の範囲内に設定することが必要であり、当該規定を定めるものです。

一定の圧力を加えて熱分解を行う場合について、廃棄物の適正な熱分解を確保する観点から、圧力の制御及び測定を行うこととしております。

当該規定は、熱分解後の残渣が外気に排出された際に発火し、発生する燃焼ガス等による生活環境保全上の支障が生ずることを防止するためのものであり、こうした趣旨が明確となる規定にすることとしております。

残渣物は、熱分解処理に伴い発生するガス以外のものを考えています。

廃棄物を熱分解し、一定割合以上の炭化水素油を生成しようとする処理を対象としております。

廃棄物処理法でいう油化・炭化施設について、通知等により設備・構造的に明示されたい。

炭化設備の設備基準として、「炭化処理に伴う熱分解ガスを同装置の燃焼室にて焼却、又はガス化改質を行うこと」、「排気ガス濃度が、ダイオキシン排出基準値以下であること」、「熱分解ガスを燃焼する場合は、各自治体が立ち会いのもとで年1回のダイオキシン排出濃度の測定を行う」ことを規定されたい。

設備の基準に排ガス中の塩化水素濃度の測定装置を加えるべき。

#### (処理方法の基準に係る御意見)

熱分解ガスが未処理で排気口から排出されないことについて、現状の炭化装置では不可能であり、削除願いたい。

熱分解ガスが未処理で排気口から排出されないことについて、熱分解ガスとは何か。熱分解ガスの処理の方法を明確にすべき。

炭化水素油として回収されないガスを排ガス処理として燃焼する場合は、排気口から火炎又は黒煙が排出されないことについて、炭化を対象とはして

油化・炭化等の熱分解に係る設備等の基準の考え方については、省令案に示したものの他、通知等でも示すこととしております。

廃棄物の処理の目的に関わらず、熱分解ガスを燃焼する場合は、廃棄物焼却施設に該当し、すべての施設で焼却に係る処理基準が適用されます。また、一定規模以上の場合は、許可が必要となり、より厳格な構造・維持管理基準が適用され、ダイオキシン類の濃度基準が定められ、その測定が必要となっております。

焼却に係る処理基準において、排ガスの測定装置の設置を規定していない中、焼却を伴わない熱分解処理の実態を踏まえた場合、当該処理基準において、塩化水素濃度の測定装置の設置を規定する状況にはないと考えております。

当該規定は、廃棄物の熱分解処理に伴い発生するガスが処理されずに排出されることにより生活環境保全上の支障が生ずることを防止するためのもので、必要な規定であると考えております。

熱分解ガスは、廃棄物の熱分解処理において発生するガスで炭化水素油として回収されないガスをいい、この処理方法等の考え方について通知等で示すこととしております。

当該規定は、炭化水素油の回収率が一定の割合以上等の熱分解処理を対象にしております。

いないか。

油化施設について、回収率、オフガスの割合の算定方法及び回収した再生利用を目的とする炭化水素油の品質に係る判定基準を規定すべき。

炭化施設について、炭化物の回収率(炭素量として)についても要件を明確にすべき。

炭化水素油やオフガスの割合の算定方法等に係る考え方を通知等で示すこととしております。

今回の基準においては、炭化水素油の回収率等で分類することとしており、炭化物の回収率を要件として定める必要はないと考えております。